

平成31年1月25日

大阪第6地方合同庁舎（仮称）整備等事業 に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、大阪第6地方合同庁舎（仮称）整備等事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、庁舎としての基本的性能を確保したうえで、災害応急対策活動を行う地方ブロック機関を核とする合同庁舎を整備し、将来起こりうる大規模災害の発生に備えた防災機能の強化、分散機能の集約化、地域と連携した庁舎整備により新たなまちづくり空間やにぎわいの創出等、地域の活性化に積極的に貢献するとともに、効率的な維持管理を図ることを目的とするものです。

また、併せて、大局的な政策課題であるバリアフリー・ユニバーサルデザイン、景観、環境、木材利用等、官庁営繕事業として公共建築の先導的役割に適切に対応した施設整備を図ることを目的とするものです。

2. 対象事業者について

対象事業者名：PFI 大阪第6合同庁舎株式会社

※ 対象事業者は、本事業実施のために株式会社大林組（代表企業、本社所在地：東京都港区）、東京ビジネスサービス株式会社（本社所在地：東京都新宿区）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。